



**ハウスプラス住宅保証株式会社**

# ハウスプラスすまい保険 (住宅瑕疵担保責任保険) の約款

---

普通保険約款、特約条項

住宅瑕疵担保責任保険  
普通保険約款

第1章 当社の支払責任

(保険金を支払う場合)

第1条 当社は、付保住宅の構造耐力上主要な部分等の瑕疵に起因して、当該付保住宅が基本的な構造耐力性能又は防水性能を満たさない場合（以下「保険事故」といいます。）において、被保険者が特定住宅瑕疵担保責任を履行したことによって生じる損害について保険金を支払います。

2 前項の規定にかかわらず、付保住宅に保険事故が生じた場合において、被保険者の倒産等を含め被保険者が相当の期間を経過してもなお特定住宅瑕疵担保責任を履行しないときに、発注者等は、構造耐力上主要な部分等の瑕疵によって発注者等に生じた損害について保険金を請求することができます。

(保険期間の始期及び終期)

第2条 保険期間は、その初日の午前0時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に始まり、末日の午後12時（保険証券にこれと異なる時刻が記載されているときはその時刻）に終わります。

2 戸建住宅及び賃貸共同住宅の保険期間は、付保住宅ごとに、前項の保険期間中において、被保険者が当該付保住宅を引き渡した日から10年間とし、保険期間の末日に終わります。

3 分譲共同住宅の保険期間は、当該分譲共同住宅の最初の付保住宅を引き渡した日に始まり、その日から起算して10年を経過する日又は建設工事の完了した日から11年を経過する日のいずれか遅い日を終わりとしします。

4 当社は、保険事故が被保険者又は発注者等により前3項の保険期間中に発見された場合に限り保険金を支払います。ただし、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に発見された保険事故による損害については、保険金を支払いません。

第2章 用語の定義

(用語の定義)

第3条 この約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 付保住宅

新築住宅であって、保険証券に記載された住宅をいいます。

(2) 賃貸共同住宅

付保住宅であって、1住棟の所有の区分が一である共同住宅をいいます。

(3) 分譲共同住宅

付保住宅であって、1住棟が固定的な隔壁又は扉で区分されており、かつ、その区分により当該住宅の所有の区分が複数であるものをいいます。

(4) 瑕疵

住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第5項に規定する瑕疵をいいます。

(5) 特定住宅瑕疵担保責任

住宅の品質確保の促進等に関する法律第94条第1項又は第95条第1項に規定する担保の責任をいいます。

(6) 構造耐力上主要な部分等

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令第5条第1項及び第2項に規定する以下の部分をいいます。

イ 構造耐力上主要な部分

住宅の基礎、基礎ぐい、壁、柱、小屋組、土台、斜材（筋かい、方づえ、火打材その他これらに類するものをいう。）、床版、屋根版又は横架材（はり、けたその他これらに類するものをいう。）、で、当該住宅の自重若しくは積載荷重、積雪、風圧、土圧若しくは水圧又は地震その他の震動若しくは衝撃を支えるもの

ロ 雨水の浸入を防止する部分

- ① 住宅の屋根若しくは外壁又はこれらの開口部に設ける戸、わくその他の建具
- ② 雨水を排除するため住宅に設ける排水管のうち、当該住宅の屋根若しくは外壁の内部又は屋内にある部分

(7) 被保険者

特定住宅瑕疵担保責任を負う保険証券記載の者をいいます。

(8) 発注者等

被保険者と新築住宅に係る工事請負契約を締結した発注者又は売買契約を締結した買主をいいます。

(9) 保険証券

付保住宅ごとの保険内容を記載した書面をいい、当社が保険契約者に交付する証書をいいます。

(10) 保険付保証明書

付保住宅ごとの保険契約内容に関する証明書をいい、発注者等に提供することを前提に当社が保険契約者に交付する書面をいいます。

(11) 重複保険契約

この保険契約と全部又は一部について支払責任が同一である他の保険契約をいいます。

(12) 一連の事故

同一の原因により生じた一連の瑕疵（瑕疵の発生の時若しくは形態、瑕疵が発生し

た住宅の数若しくは場所又は修補請求の数等を問いません。)による事故をいい、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(以下「住宅瑕疵担保履行法」といいます。)第17条第1項の規定に基づき指定された住宅瑕疵担保責任保険法人(以下「住宅瑕疵担保責任保険法人」といいます。)のうち、当社以外のものに係る事故を含みます。

(13) 保険法人共有限度額

住宅瑕疵担保責任保険法人が共有する保険金支払に係る限度額。ただし、住宅瑕疵担保責任保険法人が支払うべき保険金の総額が当該限度額を超過する場合は、住宅瑕疵担保責任保険法人が事故通知を受けた順に保険金を支払うものとします。

(14) 倒産等

被保険者の倒産(個人事業主の場合には破産又は死亡)又はこれに同等若しくは準ずる状態であると判断される場合をいいます。

### 第3章 保険金を支払わない場合

(保険金を支払わない場合)

第4条 当社は、次の各号に掲げる事由に起因する損害(これらの事由がなければ、発生又は拡大しなかった損害を含みます。)については、保険金を支払いません。

- (1) 台風、暴風、暴風雨、旋風、竜巻、豪雨、洪水若しくはこれらに類似の自然変象又は火災、落雷、爆発、騒じょう、労働争議等による偶然若しくは外来の事由
- (2) 土地の沈下・隆起・移動・振動・軟弱化・土砂崩れ、土砂の流入・流出又は土地造成工事の瑕疵
- (3) 付保住宅の虫食い・ねずみ食い若しくは当該付保住宅の性質・材質による結露又は瑕疵によらない当該付保住宅の自然の消耗・摩滅・さび・かび・むれ・腐敗・変質・変色・その他類似の事由
- (4) 付保住宅に採用された工法に伴い通常生じうる雨水の浸入・すきま・たわみ等その他の事象
- (5) 構造耐力上主要な部分等の瑕疵に起因して生じた、付保住宅に居住する者等の傷害・疾病・死亡・後遺障害
- (6) 構造耐力上主要な部分等の瑕疵に起因して生じた、付保住宅以外の財物の滅失若しくは毀損又は当該付保住宅その他財物の使用の阻害
- (7) 付保住宅の著しい不適正使用又は著しく不適切な維持管理(定期的に必要とされる計画修繕を怠った場合は、著しく不適切な維持管理がなされたものとみなします。)
- (8) 被保険者がその材料又は指図が不適當であることを指摘したにもかかわらず、発注者等が採用させた設計・施工方法若しくは発注者等から提供された資材等の瑕疵又は発注者等被保険者以外の者が行った施工の瑕疵等の被保険者以外の者の責に帰すべき事由

- (9) 付保住宅の増築・改築・修補（保険事故による修補を含みます。）の工事又はそれらの工事部分の瑕疵
  - (10) 修補作業上の手抜き若しくは技術の拙劣又は正当な理由のない修補の遅延
  - (11) 付保住宅の工事請負契約締結時若しくは売買契約締結時において実用化されていた技術では予防することが不可能な現象又はこれが原因で生じた事由
  - (12) 付保住宅に係る履行の追完として代替物を引き渡した場合における当該代替物の瑕疵
- 2 地震若しくは噴火又はこれらによる津波（以下「地震等」といいます。）が直接的又は間接的な原因となって、付保住宅に火災、損壊、埋没、流失等の被害（以下「被害」といいます。）が生じた場合は、当社は、この被害に係る損害（地震等により認識された瑕疵を含みます。ただし、付保住宅が滅失又は損傷していない場合を除きます。）に対しては、保険金を支払いません。
- 3 当社は、次の各号に掲げる事由に起因する損害（これらの事由によって発生した保険事故が拡大して生じた損害及び発生原因の如何を問わず保険事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。これらの事由がなければ発見されなかった構造耐力上主要な部分等の瑕疵によって生じた損害を含みます。）については、保険金を支払いません。
- (1) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動（群衆又は多数の者の行動によって、全国又は一部の地区において平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
  - (2) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。以下同様とします。）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による保険事故
- 4 当社は、保険契約者、被保険者、発注者等、付保住宅の建設工事に係る請負業者（下請負人を含みます。）又はそれらと雇用関係のある者の故意又は重大な過失によって生じた損害（これらの事由によって発生した保険事故が拡大して生じた損害及び発生原因の如何を問わず保険事故がこれらの事由によって拡大して生じた損害を含みます。これらの事由がなければ発見されなかった構造耐力上主要な部分等の瑕疵によって生じた損害は除きます。）については、保険金を支払いません。ただし、第16条の規定により発注者等が請求する場合は、この限りではありません。
- 5 当社は、被保険者と発注者等の間に特別な約定がある場合において、その特別な約定により特定住宅瑕疵担保責任を超えて加重された責任に対する損害については、保険金を支払いません。

#### 第4章 支払うべき保険金

（損害の範囲）

第5条 当社が保険金を支払うべき損害の範囲は、次に掲げる各号について負担した費用とします。

- (1) 構造耐力上主要な部分等の保険事故を修補するために被保険者が支出すべき直接修補に要する費用（付保住宅を修補するために必要とされる材料費、労務費その他の直接費用をいい、構造耐力上主要な部分等の瑕疵に起因する当該付保住宅の他の部分の修補に要する直接費用を含みます。また、保険開始日における設計・仕様・材質等を上回る修補を行ったことにより増加した費用を除きます。）。ただし、修補に代えて代替物の引渡しにより履行の追完を行う場合、代金の減額若しくは報酬の返還を行う場合、損害賠償金の支払を行う場合又は契約の解除を行う場合には、実際に修補を行ったとした場合に要する直接費用を限度とし、代替物の引渡し、代金の減額若しくは報酬の返還、損害賠償金の支払又は契約の解除によって代位取得するものがある場合はその価額を控除するものとします。
- (2) 被保険者又は発注者等が付保住宅の保険事故を発見し、当該付保住宅の修補の必要な範囲、修補方法及び修補費用を確定するための調査に要する費用。ただし、事前に当社が必要かつ妥当と認めた場合に限りします。
- (3) 被保険者が付保住宅の修補期間中に、転居を余儀なくされた発注者等から請求を受けた、宿泊、住居賃貸又は転居に要した費用。ただし、事前に当社が必要かつ妥当と認めた場合に限りします。
- (4) 特定住宅瑕疵担保責任に関する解決について、被保険者が当社の承認を得て支出した訴訟、裁判上の和解若しくは調停又は仲裁若しくは示談に要した費用
- (5) 被保険者が求償権を保全するために必要な費用。ただし、事前に当社が必要かつ妥当と認めた場合に限りします。

（1 付保住宅当たりの保険金支払方法及び支払限度額）

第6条 当社が支払うべき前条第1号から第5号までの保険金の額は、1回の保険事故

（1 付保住宅につき同時に発見された保険事故をいい、原因となった瑕疵の異同、発生の時及び部分又は修補請求の数にかかわらずのものとします。）につき次の各号の負担費用の合計額とします。

- (1) 前条第1号の負担費用の合計額から免責金額10万円（共同住宅においては1住棟当たりの免責金額10万円）を控除した額に、縮小てん補割合80%を乗じた額
- (2) 前条第2号から第5号までの費用の合計額

2 当社が支払うべき前条第2号の保険金の額は、次に掲げる住宅の種類に応じて、それぞれ当該各号に定めるとおりとします。

(1) 戸建住宅の場合

調査に必要な実額とし、1回の保険事故につき前条第1号の負担費用の10%又は10万円のいずれか高い額を限度とします。ただし、同号の負担費用の10%が50万円を超える場合には、50万円を限度とします。

(2) 共同住宅の場合

調査に必要な実額とし、1回の保険事故につき前条第1号の負担費用の10%又は1住戸当たり10万円のいずれか高い額を限度とします。ただし、同号の負担費用の10%が1住棟当たり200万円を超える場合には、200万円を限度とします。

- 3 当社が支払うべき前条第3号の保険金の額は、1回の保険事故につき1住戸当たり50万円を限度とします。
- 4 当社が1付保住宅につき保険期間を通じて支払う保険金は、前条第1号から第5号までの負担費用を通算して、2,000万円を限度とします。
- 5 当社が本保険証券で支払うべき保険金の額は、当社が同一事業年度（4月1日から1年の間とします。）に締結した住宅瑕疵担保履行法第2条第6項及び第7項に規定する保険契約に該当する全ての保険契約により保険期間を通じて支払われる保険金を通算して、125億円を限度とします。ただし、一連の事故により支払われる保険金の額が4億円を超える部分については、保険法人共有限度額を限度とします。
- 6 当社が同一事業年度の間当社に報告がなされた全ての保険事故に対して支払う保険金の額は、当社が締結した住宅瑕疵担保履行法第2条第6項及び第7項に規定する保険契約に該当する全ての保険契約により支払われる保険金を通算して、125億円を限度とします。ただし、一連の事故により支払われる保険金の額が4億円を超える部分については、保険法人共有限度額を限度とします。

第5章 保険契約者又は被保険者の義務

(告知義務)

第7条 当社は、保険事故が発注者等又は被保険者により第2条第1項の保険期間中に発見され、第13条第1項第1号に規定する当社への通知を行った場合に限り保険金を支払います。

- 2 保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者又はそれらの代理人が、故意又は重大な過失によって、保険契約申込書（保険契約締結に際して、当社が提出を求めた書類があるときは、これを含みます。以下同様とします。）の記載内容について、当社に知っている事実を告げず、又は不実のことを告げたときは、当社は保険金を支払いません。ただし、第16条の規定により発注者等が請求する場合は、この限りではありません。
- 3 前項の規定は、次に掲げる損害には適用しません。
  - (1) 前項の告げなかった事実又は告げた不実のことがなくなった時以後に引き渡された付保住宅に生じた損害
  - (2) 保険契約者又は被保険者が、前項の告げなかった事実又は告げた不実のことにつき書面をもって訂正を申し出て、当社がこれを書面によって承認した時以後に引き渡された付保住宅に生じた損害
  - (3) 当社が保険契約締結の当時、その事実若しくは不実のことを知り、又は過失によっ

てこれを知らなかった間に引き渡された付保住宅に生じた損害

(通知義務)

第8条 保険契約締結の後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときは、保険契約者又は被保険者は、遅滞なく、その旨を当社に書面で通知し、保険証券に承認を受けなければなりません。

(1) 重複保険契約を他の保険者と締結しようとするとき又は他の保険者と締結する重複保険契約が存在することを知ったとき。

(2) 前号の他、住宅瑕疵担保履行法第2条第6項第5号若しくは第2条第7項第5号に基づき国土交通大臣の承認を得て保険契約申込書の記載事項につき変更をしようとするとき又は変更が生じたことを知ったとき。

2 前項の手続を怠った場合において、その事実が発生した時又は保険契約者若しくは被保険者がその発生を知った時から保険証券に承認を得るまでの間に発見された保険事故による損害については、当社は保険金を支払いません。

(割増保険料)

第9条 当社が第7条第3項第2号又は前条第1項第2号の承認をする場合には、当社は、所定の割増保険料を請求することができます。

2 保険契約者が前項の割増保険料の支払を怠ったときは、当社は、割増保険料領収前に発見された保険事故による損害については既に収納している保険料の割合により保険金を支払います。

(当社による調査に応じる義務)

第10条 当社は、保険期間中いつでも、当社による保険事故発生の予防措置の調査実施と、その結果に基づく不備の改善を保険契約者又は被保険者に請求することができ、保険契約者又は被保険者はそれに応じなければなりません。

(保険付保証明書を発注者等に提供する義務)

第11条 保険契約者又は被保険者は、当社から保険付保証明書の交付を受けた場合は、発注者等に提供しなければなりません。

(発注者等への周知等)

第12条 保険契約者は、発注者等に対して、被保険者が倒産等の場合など相当の期間を経過してもなお特定住宅瑕疵担保責任を履行できない場合に発注者等が有する第1条第2項に規定する保険金請求に係る権利、その権利にしたがって保険金請求を行う場合の手続、第17条に規定する発注者等が申請することができる紛争処理の手続その他発注者等が留意すべき諸事項について、発注者等への周知を行い、保険契約の概要を記載した書



面を交付します。

## 第6章 保険事故の発生及び保険金の請求

### (保険事故の発生)

第13条 保険契約者又は被保険者は、構造耐力上主要な部分等の瑕疵の発見をしたとき若しくは発注者等から通知を受けたとき又は保険事故若しくは損害が発生したことを知ったときは、次の事項を履行しなければなりません。

(1) 次の事項を書面で当社に通知すること。なお、イについては遅滞なく履行しなくてはなりません。

イ 瑕疵の発見又は保険事故若しくは損害の発生を知った日、付保住宅の所在地、発注者等の名並びに瑕疵、保険事故及び損害の状況

ロ 付保住宅に対し、被保険者以外の者が修補を行おうとするときは、その者の住所、氏名及び連絡先

ハ 修補の内容及び費用の見積額

(2) 損害の発生又は拡大を防止又は軽減するため、遅滞なく被保険者の費用で付保住宅の検査、修補その他適切な措置を講ずること。

(3) 保険事故又は保険事故が発生するおそれがある瑕疵の存在を知り、かつ、当該保険事故と同種の保険事故の発生を通常予見し得る場合は、当該保険事故と同種の保険事故の発生を防止するため被保険者の費用で必要な措置を講ずること。

(4) 保険事故について被保険者が第三者に対して損害賠償その他の請求権を有する場合には、その権利の保全又は行使について必要な手続を行うこと。

(5) 特定住宅瑕疵担保責任及びその額の全部又は一部を認めようとするときは、あらかじめ当社の承認を得ること。

(6) 特定住宅瑕疵担保責任に関する訴訟を提起するとき又は提起されたときは、速やかに書面により当社に通知すること。

2 前項第1号イの通知が、正当な理由なく第2条第1項の保険期間が終了した時から30日を過ぎてなされた場合には、当社は保険金を支払いません。

3 保険契約者又は被保険者が正当な理由なく第1項各号の義務に違反した場合、当社は、同項第1号については保険金を支払いません。また、同項第2号から第4号まで及び第6号については防止又は軽減できたと認められる額を、同項第5号については、当社が特定住宅瑕疵担保責任がないと認めた額を控除した残額を損害額として保険金を決定します。

### (保険金請求の手続)

第14条 被保険者が、保険金の支払を受けようとするときは、当社が保険金請求書類を被保険者に送付した日から30日以内又は当社が書面で承認した猶予期間内に、保険金請求

書類を提出しなければなりません。

- 2 保険契約者又は被保険者が前項の書類に故意に不実のことを表示し、若しくは事実を隠したとき又はその書類若しくは証拠を偽造若しくは変造したとき又は同項の義務に違反したときは、当社は保険金を支払いません。

(保険金の支払)

第15条 当社は、被保険者が前条第1項の請求をした日から30日以内に保険金を支払います。

- 2 重複保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき、他の保険契約がないものとして算出した保険金の支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当社は、次の算式によって算出した額を保険金として支払います。ただし、他の保険契約がなかった場合の本保険証券による保険金支払額を限度とします。

$$\text{損害の額} \times \frac{\text{この保険契約の支払責任額}}{\text{各保険契約の支払責任額の合計額}} = \text{この保険契約の損害の額}$$

(発注者等の直接請求権)

第16条 保険事故による損害（発注者等の故意又は重大な過失によって生じた損害を除きます。）が発生した場合において、被保険者の倒産等を含め被保険者が相当の期間を経過してもなお特定住宅瑕疵担保責任を履行しないときは、発注者等は、当社に対し、瑕疵、保険事故及び損害の状況を通知することにより保険金の支払を請求することができるものとします。

- 2 発注者等は、損害の発生若しくは拡大を防止又は軽減するため、遅滞なく発注者等の費用で付保住宅の検査、修補その他適切な措置を講ずることとします。
- 3 当社は、第1項の通知から保険事故の存在の可能性があると判断したときは、調査員による損害調査を原則として発注者等の立会いのもと瑕疵の発生現場で行います。
- 4 当社は、前項の調査結果を精査のうえ保険事故の存在の有無を判定し、結果を発注者等に通知するとともに、修補等を含め保険金請求に係る手続について発注者等と協議を行うこととします。
- 5 当社は、第5条第2号の規定中「被保険者又は発注者等」とあるのは「発注者等」と、同条第3号の規定中「被保険者が付保住宅の修補期間中に、転居を余儀なくされた発注者等から請求を受けた、」とあるのは「発注者等が付保住宅の修補期間中に、転居を余儀なくされた場合の」と、第14条第1項の規定中「保険金請求書類」とあるのは「保険金請求書類及び損害を証する書類」と、第14条第1項、第15条第1項、第19条第1項及び第20条第1項の規定中「被保険者」とあるのは「発注者等」と、第14条第2項の規定中「保険契約者又は被保険者」とあるのは「発注者等」と、読み替えて適用しま

す。

6 第6条第1項の規定にかかわらず、第1項の保険金の支払額は、1回の保険事故につき、次の各号に基づく額の合計額とします。

(1) 第5条第1号の負担費用の合計額から免責金額10万円を控除した額

(2) 第5条第2号及び第3号の費用の合計額

7 当社は、第4条第4項及び第7条第2項の場合で保険金を支払わない場合であっても、第1項の規定により発注者等が請求する場合は、前項第1号及び第2号に掲げる費用を発注者等に支払います。ただし、発注者等の故意又は重大な過失によって生じた場合を除きます。

8 前項の規定に基づき当社が支払うべき保険金の額は、当社が支払を受ける再保険金が削減される場合には、その再保険金の額を限度とします。

9 第7項の費用については、故意又は重大な過失により生じた損害以外の損害に対して支払う保険金を合算して、付保住宅について保険期間を通じて2,000万円を限度とします。

#### (紛争処理)

第17条 当社は、住宅瑕疵担保履行法第33条第1項に規定する紛争のあつせん、調停又は仲裁（以下これらを総称して「紛争処理」といいます。）において、同項に規定する指定住宅紛争処理機関（以下「指定住宅紛争処理機関」といいます。）から当社に意見照会のあつたときは、意見を提出します。

2 当社は、紛争処理において、指定住宅紛争処理機関が当社の参加が必要と認めたときは、利害関係人として紛争処理に参加します。

3 当社は、紛争処理において成立した調停等の結果を尊重します。また、当社が紛争処理の利害関係人として調停等に参加した場合には、特段の事情がない限り、提示された和解案又は調停案を受け入れるものとします。

#### (直接請求に関する紛争処理)

第18条 当社は、第1条第2項の規定に基づく請求に関する紛争処理において、当社が被申請人として調停等に参加した場合には、特段の事情がない限り、指定住宅紛争処理機関から提示された和解案又は調停案を受け入れるものとします。

#### (保険協会審査会)

第19条 被保険者は、当社と締結した住宅瑕疵担保責任保険契約の保険金支払に関して当社との間で紛争が生じた場合には、一般社団法人住宅瑕疵担保責任保険協会に設置される審査会（以下「保険協会審査会」といいます。）に当該紛争の審査を請求することができます。

2 当社は、前項の請求が行われた案件について、保険協会審査会の見解が示された場合

には、特段の事情がない限り、当該見解に従うこととします。

(代位)

第20条 被保険者が他人に対し追完請求権、代金減額請求権、報酬返還請求権、損害賠償請求権又は解除権を有する場合において、当社が被保険者に保険金を支払ったときは、当社は、支払った保険金の額の限度において、被保険者がその者に対して有する権利を取得します。

2 当社は、前項の規定に基づき取得する権利（第16条第5項の読替えにより当社が取得する権利を含みます。）のうち、保険契約者、被保険者、発注者等、付保住宅の建設工事に係る請負業者（下請負人を含みます。）又はそれらと雇用関係のある者に対する限り、これを行いません。

## 第7章 保険契約の変更、無効及び解除

(保険契約の変更又は解除)

第21条 保険契約については、国土交通大臣の承認を受けない限り、変更又は解除をすることはできません。

2 前項の規定にかかわらず、以下の各号に挙げる軽微な事項については、当社の承認により変更又は解除を行うことができるものとします。

- (1) 発注者等の婚姻又は相続による発注者等の名義の変更
- (2) 発注者等の住所及び連絡先の変更
- (3) 合併や分割等に伴う保険契約者又は被保険者の名義の変更
- (4) 保険契約者又は被保険者の商号（屋号）、住所及び連絡先の変更
- (5) 誤記等の訂正による変更
- (6) 付保住宅の引渡日の変更に伴う保険期間の始期の変更又は保険契約の解除

(解除の効力)

第22条 前条第1項の解除は、将来に向かってのみその効力を生じます。

(保険契約の無効)

第23条 この保険契約締結の当時、保険契約に関し、保険契約者、被保険者又はこれらの者の代理人に詐欺の行為があったときには、この保険契約は無効とします。

(保険料の返還：解除の場合)

第24条 当社は、この保険契約を解除する場合には、保険料から当社が要した費用を控除した額のうち、解除の日までに経過した月数（保険開始日から経過した月数をいい、1か月未満の端日数がある場合は1か月とします。）に相当する保険料を控除した保険料

を返還します。ただし、解除の日が、保険期間の始まる日より前である場合は、保険料の全額から当社が要した費用を控除した保険料を返還します。

(保険料の返還：無効の場合)

第25条 当社は、この保険契約の無効が当社の責めに帰すべき事由による場合は、保険料の全額を返還します。

2 当社は、この保険契約の無効が保険契約者、被保険者又は発注者等の責に帰すことのできない理由による場合は、保険料から当社が要した費用を控除した額のうち、当社が無効の事実を知った日までに経過した月数（保険開始日から経過した月数をいい、1か月未満の端日数がある場合は1か月とします。）に相当する保険料を控除した保険料を返還します。ただし、当社が無効の事実を知った日が、保険期間の始まる日より前である場合は、保険料の全額から当社が要した費用を控除した保険料を返還します。

3 前項の規定にかかわらず、当社は、この保険契約の無効が第23条に規定する事由による場合は、保険料を返還しません。

## 第8章 約款の変更

(約款の変更)

第26条 当社は、次の各号のいずれかの場合は、この約款を変更することができます。

- (1) 変更が、保険契約者又は被保険者の一般の利益に適合するとき
- (2) 変更が保険契約を締結した目的に反せず、かつ、その必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に関する事情に照らして合理的なものであるとき

## 第9章 準拠法

(準拠法)

第27条 この約款に定めていない事項については、日本国の法令に準拠するものとします。

# ハウスプラスすまい保険

(住宅瑕疵担保責任保険)

## 特約条項

ご契約いただいた保険には、次の特約条項のうち、保険証券および保険付保証明書に記載されたものが適用されますので、該当する部分をご確認ください。

住宅瑕疵担保責任保険  
転売特約条項（同時付帯用）

（用語の定義）

第1条 この特約が付帯された保険契約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 第一取得者

被保険者と新築住宅に係る工事請負契約を締結した発注者又は売買契約を締結した買主をいいます。

(2) 転得者

第一取得者の特定承継人（その特定承継人を含みます。）であって、現に付保住宅を所有する者をいいます。

2 この特約が付帯された保険契約において、次の各号に掲げる用語は、住宅瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条の規定にかかわらず、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 特定住宅瑕疵担保責任

住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」といいます。）第94条第1項又は第95条第1項に規定する担保の責任及びそれと同等の責任をいいます。

(2) 発注者等

第一取得者又は転得者をいいます。

(3) 転得者証明書

当社が、転得者に対して、普通保険約款第3条第10号に規定する保険付保証明書に代えて発行する証明書をいいます。

（保険金を支払う場合及び1付保住宅当たりの支払限度額）

第2条 当社は、この特約により、被保険者が転得者に対して特定住宅瑕疵担保責任を負担したことによって被る損害について保険金を支払います。

2 当社が1付保住宅につき保険期間を通じて被保険者、第一取得者及び転得者に支払う保険金は、通算して2,000万円を限度とします。

（転売に係る通知）

第3条 被保険者は、付保住宅の譲渡が行われる場合において、転得者に対して特定住宅瑕疵担保責任を負担する旨の約定をしたときは、約定したことを証する書面及び転得者証明書発行依頼書を当社に提出するものとします。当該転得者よりさらに譲渡される場合も同様とします。

2 当社は、第一取得者の譲渡に係る転得者証明書発行依頼書の提出があった場合には、以後のこの特約の適用について第一取得者の承諾があったものとみなします。

3 当社は、第1項の規定により提出された書類に基づき、転得者証明書を転得者に発行するものとします。この場合において、当社が当該転得者証明書の発行以前に発行した転得者証明書は無効とします。

(被保険者が複数である場合)

第4条 この契約の被保険者が複数である場合は、前条第1項の約定については、保険証券記載の全ての被保険者（付保住宅の譲渡の時点において倒産等している者は除きます。）が約定することとします。

(普通保険約款及び他の特約条項との関係)

第5条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款及び他の特約条項の規定を適用します。



住宅瑕疵担保責任保険  
転売特約条項（追加付帯用）

（用語の定義）

第1条 この特約が付帯された保険契約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 第一取得者

被保険者と新築住宅に係る工事請負契約を締結した発注者又は売買契約を締結した買主をいいます。

(2) 転得者

第一取得者の特定承継人（その特定承継人を含みます。）であって、現に付保住宅を所有する者をいいます。

2 この特約が付帯された保険契約において、次の各号に掲げる用語は、住宅瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条の規定にかかわらず、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 特定住宅瑕疵担保責任

住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」といいます。）第94条第1項又は第95条第1項に規定する担保の責任及びそれと同等の責任をいいます。

(2) 発注者等

第一取得者又は転得者をいいます。

(3) 転得者証明書

当社が、転得者に対して、普通保険約款第3条第10号に規定する保険付保証明書に代えて発行する証明書をいいます。

（保険金を支払う場合及び1付保住宅当たりの支払限度額）

第2条 当社は、この特約により、被保険者が転得者に対して特定住宅瑕疵担保責任を負担したことによって被る損害について保険金を支払います。

2 当社が1付保住宅につき保険期間を通じて被保険者、第一取得者及び転得者に支払う保険金は、通算して2,000万円を限度とします。

（転売に係る通知）

第3条 被保険者は、付保住宅の譲渡が行われる場合において、転得者に対して特定住宅瑕疵担保責任を負担する旨の約定をしたときは、約定したことを証する書面及び転得者証明書発行依頼書を当社に提出するものとします。当該転得者よりさらに譲渡される場合も同様とします。

2 当社は、第一取得者の譲渡に係る転得者証明書発行依頼書の提出があった場合には、以後のこの特約の適用について第一取得者の承諾があったものとみなします。

3 当社は、第1項の規定により提出された書類に基づき、転得者証明書を転得者に発行するものとします。この場合において、当社が当該転得者証明書の発行以前に発行した転得者証明書は無効とします。

(被保険者が複数である場合)

第4条 この契約の被保険者が複数である場合は、前条第1項の約定については、保険証券記載の全ての被保険者（付保住宅の譲渡の時点において倒産等している者は除きます。）が約定することとします。

(普通保険約款及び他の特約条項との関係)

第5条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款及び他の特約条項の規定を適用します。

(特約付帯以前の事故)

第6条 この特約の付帯以前に付保住宅の譲渡があった場合、特約付帯以前に発見された事故については、この特約は適用しません。

## 住宅瑕疵担保責任保険

組合施行による市街地再開発事業、マンション建替事業又は防災街区整備事業の権利変換に係る特約条項

### (特約の適用条件)

第1条 この特約は、被保険者が、以下に掲げる組合との新築住宅の建設工事請負契約において、当該組合が解散した日以後に、権利床取得者に対しても住宅瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条第5号に規定する特定住宅瑕疵担保責任と同等の責任を負う場合に適用します。

### (用語の定義)

第2条 この約款において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 市街地再開発事業

都市再開発法第2条第1項に定める第一種市街地再開発事業をいいます。

(2) マンション建替事業

マンションの建替えの円滑化等に関する法律（以下「マンション建替法」といいます。）第2条第4項に定めるマンション建替事業をいいます。

(3) 防災街区整備事業

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（以下「密集市街地整備法」といいます。）第2条第5項に定める整備事業をいいます。

(4) 組合

都市再開発法第2条の2第2項に規定する市街地再開発組合、マンション建替法第5条第1項に規定するマンション建替組合又は密集市街地整備法第119条第2項に規定する防災街区整備事業組合をいいます。

(5) 組合の解散

都市再開発法第45条第1項第3号、マンション建替法第38条第1項第3号又は密集市街地整備法第163条第1項第3号に規定する事業の完成により組合を解散することをいいます。

(6) 権利床取得者

市街地再開発組合が施行する市街地再開発事業、マンション建替組合が施行するマンション建替事業又は防災街区整備事業組合が施行する防災街区整備事業に係る権利変換計画において、付保住宅である床を取得することとされている者をいいます。

### (組合の解散の通知)

第3条 前条第5号の場合には、組合は解散までの間に解散の日及び権利床取得者を当社に通知することとします。

(普通保険約款との関係)

第4条 第1条の場合においては、普通保険約款の次の各号に掲げる規定中、「発注者等」とあるのは「権利床取得者」と読み替えて適用します。

- (1) (保険金を支払う場合) 第1条
- (2) (保険金を支払わない場合) 第4条
- (3) (損害の範囲) 第5条
- (4) (告知義務) 第7条
- (5) (保険事故の発生) 第13条
- (6) (発注者等の直接請求権) 第16条
- (7) (保険契約の変更又は解除) 第21条

2 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款の規定を適用します。

(他の特約との関係)

第5条 前条の規定にかかわらず、普通保険約款に転売特約条項が付帯される場合、普通保険約款の次の各号に掲げる規定中、「発注者等」とあるのは「権利床取得者又は転得者」と読み替えて適用します。

- (1) (保険金を支払う場合) 第1条
- (2) (保険金を支払わない場合) 第4条
- (3) (損害の範囲) 第5条
- (4) (告知義務) 第7条
- (5) (保険事故の発生) 第13条
- (6) (発注者等の直接請求権) 第16条
- (7) (保険契約の変更又は解除) 第21条

2 前項の場合において、転売特約条項第1条第1項第2号に規定する転得者には、権利床取得者の特定承継人(その特定承継人を含みます。)を含むものとします。

3 第1項の場合において、転売特約条項第3条第2項の規定にかかわらず、組合の解散後の転売特約条項の適用について組合の承諾があったものとみなします。

4 前3項に規定するもののほか転売特約条項が、この特約と矛盾する場合には、この特約を優先して適用します。

住宅瑕疵担保責任保険  
共同企業体に係る保険責任に関する特約条項

(発注者等の直接請求権)

第1条 住宅瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条第2項及び第16条第1項の規定中、「被保険者の倒産等を含め被保険者が」とあるのは、「共同企業体に参加する保険証券記載の全ての事業者が倒産等の場合を含め」と読み替えて適用します。

(共同企業体)

第2条 この約款において、共同企業体とは、複数の建設業者が一つの建設工事を共同連帯して受注すること又は複数の宅地建物取引業者が一つの住宅を共同連帯して販売することを目的として形成する事業組織体をいいます。

(事務幹事会社の選定)

第3条 共同企業体に参加する保険証券記載の全ての事業者（以下「共同企業体参加事業者」といいます。）は、事務幹事会社の倒産等の場合の引継ぎの順序も含め、共同企業体参加事業者の中から事務幹事会社を保険契約の前に選定し、当社に対して書面により通知するものとします。

(事務幹事会社の行う役割)

第4条 事務幹事会社は、共同企業体参加事業者のために次の各号に掲げる事項を行います。

- (1) 保険契約の申込書類の作成及び申込又は申込撤回の手続
- (2) 保険料及び検査料の納付
- (3) 当社が現場検査を行う日程等の調整
- (4) 普通保険約款の規定に基づく告知又は通知に係る書類等の作成
- (5) 普通保険約款の規定に基づく事故発生若しくは損害発生の通知に係る書類等の作成又は保険金請求に関する書類等の作成
- (6) 普通保険約款に規定する保険契約の変更又は解除に係る書面の作成
- (7) その他前各号の事務又は業務に付随する事項

(事務幹事会社及び当社の行為の効果)

第5条 この保険契約に関し事務幹事会社が行った前条各号に掲げる事項は、共同企業体参加事業者がこれを行ったものとみなします。

2 この保険契約に関し当社が事務幹事会社に対して行った通知その他の行為は、共同企業体参加事業者に対して行われたものとみなします。

(普通保険約款及び他の特約条項との関係)

第6条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款及び他の特約条項の規定を適用します。

住宅瑕疵担保責任保険  
分離発注に係る保険責任に関する特約条項

(保険連名加入事業者)

第1条 この約款において、保険連名加入事業者とは、一つの住宅の建設工事に関し、共同連帯せず単独別個に建設工事を受注する保険証券記載の事業者をいいます。

(事務幹事会社の選定)

第2条 保険連名加入事業者は、事務幹事会社の倒産等の場合の引継ぎの順序も含め、保険連名加入事業者の中から事務幹事会社を保険契約の前に選定し、当社に対して書面により通知するものとします。

(事務幹事会社の行う役割)

第3条 事務幹事会社は、保険連名加入事業者のために次の各号に掲げる事項を行います。

- (1) 保険契約の申込書類の作成及び申込又は申込撤回の手続
- (2) 保険料及び検査料の納付
- (3) 当社が現場検査を行う日程等の調整
- (4) 住宅瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）の規定に基づく告知又は通知に係る書類等の作成
- (5) 保険連名加入事業者が作成した普通保険約款の規定に基づく事故発生若しくは損害発生の通知に係る書類等の授受又は保険金請求に関する書類等の授受
- (6) 普通保険約款の規定に基づく保険契約の変更又は解除に係る書類等の作成
- (7) その他前各号の事務又は業務に付随する事項

(事務幹事会社及び当社の行為の効果)

第4条 この保険契約に関し事務幹事会社が行った前条各号に掲げる事項は、保険連名加入事業者がこれを行ったものとみなします。

2 この保険契約に関し当社が事務幹事会社に対して行った通知その他の行為は、保険連名加入事業者に対して行われたものとみなします。

(普通保険約款及び他の特約条項との関係)

第5条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款及び他の特約条項の規定を適用します。

## 住宅瑕疵担保責任保険

### 共同企業体を含む分離発注の保険責任に係る特約条項

#### (発注者等の直接請求権)

第1条 住宅瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条第2項及び第16条第1項の規定中、「被保険者の倒産等を含め被保険者が」とあるのは、「被保険者（共同企業体である場合には当該共同企業体に参加する保険証券記載の全ての事業者をいいます。）の倒産等を含め被保険者が」と読み替えて適用します。

#### (用語の定義)

第2条 この約款における用語の定義は以下のとおりとします。

「共同企業体」とは、複数の建設業者が一つの建設工事を共同連帯して受注することを目的として形成する事業組織体をいいます。

#### (事務幹事会社の選定)

第3条 保険証券記載の全ての事業者は、当該事業者の中から全体事務幹事会社を保険契約の前に選定し、全体事務幹事会社の倒産等の場合の引継ぎの順序も含め、当社に対して書面により通知するものとします。なお、共同企業体に参加する事業者の中から全体事務幹事会社を選定する場合は、当該共同企業体の共同企業体事務幹事会社を全体事務幹事会社とするものとします。

2 共同企業体の場合は、当該共同企業体に参加する事業者の中から共同企業体事務幹事会社を保険契約の前に選定し、共同企業体事務幹事会社の倒産等の場合の引継ぎの順序も含め、当社に対して書面により通知するものとします。

#### (全体事務幹事会社の行う役割)

第4条 全体事務幹事会社は、保険証券記載の全ての事業者のために次の各号に掲げる事項を行います。

- (1) 保険契約の申込書類の作成及び申込又は申込撤回の手続
- (2) 保険料及び検査料の納付
- (3) 当社が現場検査を行う日程等の調整
- (4) 普通保険約款の規定に基づく告知又は通知に係る書類等の作成
- (5) 保険証券記載の事業者が作成した普通保険約款の規定に基づく事故発生若しくは損害発生の通知に係る書類等の授受又は保険金請求に関する書類等の授受
- (6) 普通保険約款の規定に基づく保険契約の変更又は解除に係る書類等の作成
- (7) その他前各号の事務又は業務に付随する事項

#### (共同企業体事務幹事会社の行う役割)



第5条 共同企業体事務幹事会社は、当該共同企業体に参加する保険証券記載の全ての事業者のために、当該事業者を代表して次の各号に掲げる事項を行います。

- (1) 普通保険約款の規定に基づく事故発生若しくは損害発生の通知に係る書類等の作成又は保険金請求に関する書類等の作成
- (2) その他前号の事務又は業務に付随する事項

(事務幹事会社及び当社の行為の効果)

第6条 この保険契約に関し、全体事務幹事会社が行った第4条各号に掲げる事項は、保険証券記載の全ての事業者がこれを行ったものとみなします。

2 この保険契約に関し、共同企業体事務幹事会社が行った前条各号に掲げる事項に係る手続は、当該共同企業体に参加する保険証券記載の全ての事業者が行ったものとみなします。

3 この保険契約に関し、当社が全体事務幹事会社に対して行った通知その他の行為は、保険証券記載の全ての事業者に対して行われたものとみなします。

(普通保険約款及び他の特約条項との関係)

第7条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款及び他の特約条項の規定を適用します。

住宅瑕疵担保責任保険  
引渡後住宅に係る特約条項

(用語の定義)

第1条 この特約が付帯された保険契約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 告知事項申告書

保険契約者が、保険契約申込時に住宅瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第3条第6号に規定する構造耐力上主要な部分等に係る住宅の現況について、瑕疵の発生に関する情報を当社に告知する書面をいいます。

(2) 告知事項追加申告書

保険契約者が、保険契約申込以降付保住宅の保険証券発行依頼時に告知事項申告書の告知内容を修正又は追加する場合に使用する追加告知に関する書面をいいます。

(告知義務)

第2条 この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第7条第2項の規定にかかわらず以下のとおりとします。

保険契約締結の当時、保険契約者、被保険者又はそれらの代理人が、故意又は重大な過失によって、保険契約申込書、告知事項申告書、告知事項追加申告書及びそれらの添付書類の記載事項中重要な事項について、当社に知っている事実を告げず、又は不実のことを告げたときは、当社は保険金を支払いません。ただし、普通保険約款第16条の規定により発注者等が請求する場合は、この限りではありません。

(普通保険約款及び他の特約条項との関係)

第3条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款及び他の特約条項の規定を適用します。

住宅瑕疵担保責任保険  
保険料支払猶予特約条項

(特約の適用)

第1条 この特約は、住宅瑕疵担保責任保険契約に適用します。

(保険料等の支払方式)

第2条 保険契約者は、保険契約申込の際に、次の各号の全てを満たしている場合には、保険料の支払を口座振替方式により行うものとし、次の各号のいずれかを満たさない場合には、請求書方式により行うものとします。

- (1) 保険契約者の口座（以下「指定口座」といいます。）が当社と保険料の口座振替の取扱いを提携している金融機関等（以下「提携金融機関」といいます。）に保険契約の申込の時に設定されていること
- (2) 当社所定の預金口座振替依頼手続がなされていること

(口座振替方式の場合)

第3条 保険料の払込方法が口座振替方式による場合には、保険料の支払は、提携金融機関ごとに当社の定める期日に、指定口座から当社の指定する口座へ振り替えることによって行います。

- 2 前項に定める期日が提携金融機関の休業日に該当し、指定口座からの口座振替による保険料の支払が当該休業日の翌営業日に行われた場合には、当社は、期日に支払があったものとみなします。
- 3 保険契約者は、第1項に定める期日の前日までに保険料相当額を指定口座に預けておかなければなりません。

(請求書方式の場合)

第4条 保険料の払込方法が請求書方式による場合には、保険料の支払は、当社が送付する請求書に記載の期日までに保険料を支払うものとします。

(保険料の支払猶予期間)

第5条 第3条第1項及び前条に定める期日（以下「保険料支払期日」といいます。）までに保険料の支払がない場合には、保険契約者は、保険料を保険料支払期日の属する月の翌月末日までに指定した場所へ支払わなければなりません。

- 2 当社は、保険契約者が保険料支払期日の属する月の翌月末日までに保険料を支払った場合には、保険料の支払前に発見された事故による損害（保険契約者が当社に保険契約の申込を行い、当社がそれを受理した時までに発見された事故による損害を除きます。）に対しては、住宅瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）

ます。) 第2条第4項ただし書の規定を適用しません。

(事故発生時の取扱い)

第6条 被保険者が、保険料の支払の前に保険金の支払を受ける場合には、その支払を受ける前に、保険契約者は保険料を当社に支払わなければなりません。

(普通保険約款及び他の特約条項との関係)

第7条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款及び他の特約条項の規定を適用します。

住宅瑕疵担保責任保険  
不同沈下事故に係る上乗せ補償特約条項

(保険金を支払う場合)

第1条 この特約が付帯された保険契約において、住宅瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条（保険金を支払う場合）第1項に規定する保険事故のうち、基礎又は基礎ぐいの瑕疵に起因して付保住宅に不同沈下が発生した場合（以下「不同沈下事故」といいます。）において、同条の損害について上乗せ保険金を支払います（不同沈下事故に係る損害に限ります。）。

(用語の定義)

第2条 この特約が付帯された保険契約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 上乗せ保険金

当社が普通保険約款及び他の特約条項に基づき支払う保険金の額を超えて、この特約条項の規定により支払う保険金をいい、上乗せ保険金の額は次の算式によって算出した額とします。

第4条（1付保住宅当たりの保険金支払方法及び支払限度額）第1項から第3項までの規定に基づき算出した保険金の額 - この特約条項が付帯されないものとして算出した保険金の額 = 上乗せ保険金の額

(2) 事故原因調査費用

保険事故が発生したことにより付保住宅の修補が必要となる場合において、保険事故が発生した原因の調査に要する費用。ただし、事前に当社が必要かつ妥当と認めた場合に限ります。

(3) 瑕疵

住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第5項に規定する瑕疵をいいます。

(損害の範囲)

第3条 この特約が付帯された保険契約において、当社が保険金を支払うべき損害の範囲は、普通保険約款第5条（損害の範囲）に掲げる負担費用のほか、事故原因調査費用を含みます（不同沈下事故の調査に係る費用に限ります。）。

(1付保住宅当たりの保険金支払方法及び支払限度額)

第4条 当社が支払うべき前条の保険金の額は、普通保険約款第6条（1付保住宅当たり

の保険金支払方法及び支払限度額)第1項第1号の規定において、「縮小てん補割合80%」とあるのを「縮小てん補割合80%(ただし、不同沈下事故に係る負担費用については100%とします。)」と読み替えて適用します。

- 2 当社が支払うべき事故原因調査費用及び普通保険約款第5条(損害の範囲)第2号に係る普通保険約款第6条第2項の保険金の額は、次に掲げる住宅の種類に応じて、それぞれ当該各号に定めるとおりとします。

- (1) 戸建住宅の場合

調査に必要な実額とし、1回の保険事故につき両費用を通算して、1住戸当たり200万円を限度とします。ただし、1回の保険事故に不同沈下事故と不同沈下以外の保険事故が含まれる場合は、不同沈下以外の保険事故について、普通保険約款第6条(1付保住宅当たりの保険金支払方法及び支払限度額)第2項の規定を適用し、不同沈下事故及び不同沈下以外の保険事故を通算して上記限度額を適用するものとします。

- (2) 共同住宅の場合

調査に必要な実額とし、1回の保険事故につき両費用を通算して、1住棟当たり200万円を限度とします。ただし、1回の保険事故に不同沈下事故と不同沈下以外の保険事故が含まれる場合は、不同沈下以外の保険事故について、普通保険約款第6条(1付保住宅当たりの保険金支払方法及び支払限度額)第2項の規定を適用し、不同沈下事故及び不同沈下以外の保険事故を通算して上記限度額を適用するものとします。

- 3 普通保険約款第6条(1付保住宅当たりの保険金支払方法及び支払限度額)第4項の規定にかかわらず、不同沈下事故が発生した場合に、当社が1付保住宅につき保険期間を通じて支払う保険金の額は、普通保険約款第5条(損害の範囲)に掲げる負担費用及び事故原因調査費用を通算して、戸建住宅の場合は5,000万円、共同住宅の場合は3,000万円を限度とします。ただし、不同沈下事故と不同沈下以外の保険事故が発生した場合は、不同沈下以外の保険事故について、普通保険約款第6条(1付保住宅当たりの保険金支払方法及び支払限度額)第4項の規定を適用し、不同沈下事故及び不同沈下以外の保険事故を通算して上記限度額を適用するものとします。

- 4 当社が本保険証券で支払うべき上乗せ保険金の総額は、当社が同一事業年度(4月1日から1年の間とします。)に締結した全ての住宅瑕疵担保責任保険契約(以下「住宅瑕疵担保責任保険契約等」といいます。)により保険期間を通じて支払われる上乗せ保険金を通算して、20億円を限度とします。

- 5 当社が同一事業年度の間当社に報告がなされた全ての保険事故に対して支払う上乗せ保険金の総額は、当社が締結した住宅瑕疵担保責任保険契約等により支払われる上乗せ保険金を通算して、20億円を限度とします。

- 6 当社が1被保険者に対して発行する保険証券の数にかかわらず、当社が1被保険者に対して支払う上乗せ保険金の総額は、同一事業年度中にこの特約条項が付帯された保険証券が発行された付保住宅に係る上乗せ保険金を通算して1億円又は当該事業年度に引き渡したこの特約条項が付帯された住宅瑕疵担保責任保険契約等の上乗せした保険金額

を通算した金額の10%のいずれか高い額を限度とします。

(普通保険約款の読替え)

第5条 この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款第6条（1付保住宅当たりの保険金支払方法及び支払限度額）第5項及び第6項の規定中「保険金」とあるのは、「保険金（上乗せ保険金を除きます。）」と読み替えて適用します。

(発注者等の直接請求権との関係)

第6条 上乗せ保険金については、普通保険約款第16条（発注者等の直接請求権）第7項から第9項までの規定を適用しません。

(普通保険約款及び他の特約条項との関係)

第7条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款及び他の特約条項の規定を適用します。

住宅瑕疵担保責任保険  
タイル工事に係る特約条項

(保険金を支払う場合)

第1条 この特約が付帯された住宅瑕疵担保責任保険契約において、付保住宅のタイル工  
事の瑕疵に起因して当該タイルが剥落した場合（当該付保住宅においてタイルが剥落し  
た時点で発生していたタイルの浮き又は亀裂を含みます。以下「タイル工事に係る保険  
事故」といいます。）には、被保険者が発注者等に対してタイル工事に係る保証責任を  
履行したことによって生じた損害について、住宅瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下  
「普通保険約款」といいます。）第1条の規定にかかわらず、タイル工事に係る保険金  
を支払います。

2 前項の規定にかかわらず、付保住宅にタイル工事に係る保険事故が生じた場合におい  
て、被保険者の倒産等を含め被保険者が相当の期間を経過してもなおタイル工事に係る  
保証責任を履行しないときに、発注者等は、タイル工事の瑕疵によって発注者等に生じ  
た損害についてタイル工事に係る保険金を請求することができます。

(用語の定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従いま  
す。

(1) タイル

付保住宅の外壁（手すり壁を含みます。）に設置されたタイルをいいます。

(2) タイル工事に係る保証責任

被保険者が発注者等と行った約定に基づく、民法第415条、第541条及び第542条並び  
に第562条及び第563条又は同法第559条において準用する同法第562条及び第563条に規  
定する担保の責任をいいます。

(3) タイル工事に係る事故原因調査費用

タイル工事に係る保険事故が発生したことにより付保住宅の修補が必要となる場合  
において、タイル工事に係る保険事故が発生した原因の調査に要する費用をいいます。  
ただし、事前に当社が必要かつ妥当と認めた場合に限りです。

(4) タイル工事に係る保険金

当社が普通保険約款及び他の特約条項に基づき支払う保険金とは別に、この特約条  
項の規定により支払う保険金をいいます。

(5) 瑕疵

住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第5項に規定する瑕疵をいいます。

(普通保険約款の読替え)

第3条 この特約においては、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合）第1項か



ら第5項までの規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 「保険金」とあるのは「タイル工事に係る保険金」
  - (2) 「構造耐力上主要な部分等」とあるのは「タイル工事」
  - (3) 「保険事故」とあるのは「タイル工事に係る保険事故」
- 2 この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第6条（1付保住宅当たりの保険金支払方法及び支払限度額）第5項及び第6項の規定中「保険金」とあるのは「保険金（タイル工事に係る保険金を除きます。）」と読み替えて適用します。
- 3 この特約については、普通保険約款第16条（発注者等の直接請求権）第1項から第6項までの規定を次のとおり読み替えて適用します。
- (1) 「保険事故」とあるのは「タイル工事に係る保険事故」
  - (2) 「特定住宅瑕疵担保責任」とあるのは「タイル工事に係る保証責任」
  - (3) 「保険金」とあるのは「タイル工事に係る保険金」
- 4 タイル工事に係る保険金については、普通保険約款第4条第4項ただし書及び第16条（発注者等の直接請求権）第7項から第9項までの規定を適用しません。

（損害の範囲）

第4条 この特約において、当社がタイル工事に係る保険金を支払うべき損害の範囲は、次の各号に掲げる負担費用とします。

- (1) タイルの剥落、浮き及び亀裂を修補するために被保険者が支出すべき直接修補に要する費用（付保住宅を修補するために必要とされる材料費、労務費その他の直接費用をいい、タイル工事の瑕疵に起因する当該付保住宅の他の部分の修補に要する直接費用を含みます。また、保険開始日における設計・仕様・材質等を上回る修補を行ったことにより増加した費用を除きます。）。ただし、修補に代えて代替物の引渡しにより履行の追完を行う場合、代金の減額若しくは報酬の返還を行う場合、損害賠償金の支払を行う場合又は契約の解除を行う場合には、実際に修補を行ったとした場合に要する直接費用を限度とし、代替物の引渡し、代金の減額若しくは報酬の返還、損害賠償金の支払又は契約の解除によって代位取得するものがある場合はその価額を控除するものとします。
- (2) 被保険者又は発注者等が付保住宅のタイル工事の瑕疵を発見し、当該付保住宅の修補の必要な範囲、修補方法及び修補費用を確定するための調査費用並びにタイル工事に係る事故原因調査費用。ただし、事前に当社が必要かつ妥当と認めた場合に限りません。
- (3) 被保険者が付保住宅の修補期間中に、転居を余儀なくされた発注者等から請求を受けた、宿泊、住居賃貸又は転居に要した費用。ただし、事前に当社が必要かつ妥当と認めた場合に限りません。
- (4) タイル工事に係る保証責任に関する解決について、被保険者が当社の承認を得て支出した訴訟、裁判上の和解若しくは調停又は仲裁若しくは示談に要した費用

(5) 被保険者が求償権を保全するために必要な費用。ただし、事前に当社が必要かつ妥当と認めた場合に限りです。

(1 住棟当たりの保険金支払方法及び支払限度額)

第5条 当社が支払うべき前条第1号から第5号までのタイル工事に係る保険金の額は、1回のタイル工事に係る保険事故（1住棟につき同時に発見されたタイル工事に係る保険事故をいい、原因となった瑕疵の異同、発生の時及び部分又は修補請求の数にかかわらずなものとし、）につき次の各号の負担費用の合計額に、縮小てん補割合80%を乗じた額とします。

(1) 前条第1号の負担費用の合計額から免責金額10万円を控除した額。ただし、1回のタイル工事に係る保険事故の発生時点で普通保険約款第1条第1項の保険事故が含まれており、当該保険事故において普通保険約款第6条第1項第1号に規定する免責金額10万円を控除している場合は前条第1号の負担費用の合計額とする。

(2) 前条第2号から第5号までの費用の合計額

2 当社が1住棟につき保険期間を通じて支払うタイル工事に係る保険金は、前条第1号から第5号までの負担費用を通算して、保険証券記載の額を限度とします。

3 当社が本保険証券で支払うべきタイル工事に係る保険金の総額は、当社が同一事業年度（4月1日から1年の間とします。）に締結した全ての住宅瑕疵担保責任保険契約（以下「住宅瑕疵担保責任保険契約等」といいます。）により保険期間を通じて支払われるタイル工事に係る保険金を通算して、20億円を限度とします。

4 当社が同一事業年度の間当社に報告がなされた全てのタイル工事に係る保険事故に対して支払うタイル工事に係る保険金の総額は、当社が締結した住宅瑕疵担保責任保険契約等により支払われるタイル工事に係る保険金を通算して、20億円を限度とします。

5 当社が1被保険者に対して発行する保険証券の数にかかわらず、当社が1被保険者に対して支払うタイル工事に係る保険金の総額は、同一事業年度中にこの特約条項が付帯された保険証券が発行された付保住宅に係るタイル工事に係る保険金を通算して1億円又は当該事業年度に引き渡したこの特約条項が付帯された住宅瑕疵担保責任保険契約等のタイル工事に係る保険金額を通算した金額の10%のいずれか高い額を限度とします。

(普通保険約款及び他の特約条項との関係)

第6条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款及び他の特約条項の規定を適用します。

住宅瑕疵担保責任保険  
耐震性能保証に係る特約条項

(保険金を支払う場合)

- 第1条 当社は、住宅瑕疵担保責任保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条第1項の規定にかかわらず、付保住宅の構造耐力上主要な部分の瑕疵に起因して、当該付保住宅が発注者等との間で締結した工事請負契約又は売買契約に関し有するとされた耐震等級又は免震建築物としての性能（住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定された評価方法基準に基づき評価された性能をいいます。）を満たさない場合（以下「保険事故」といいます。）において、被保険者が特定住宅瑕疵担保責任を履行したことによって生じる損害について保険金を支払います。
- 2 前項の規定にかかわらず、付保住宅に保険事故が生じた場合において、被保険者の倒産等を含め被保険者が相当の期間を経過してもなお特定住宅瑕疵担保責任を履行しないときに、発注者等は、構造耐力上主要な部分の瑕疵によって発注者等に生じた損害について保険金を請求することができます。

(支払限度額)

- 第2条 当社が普通保険約款及び他の特約条項に基づき支払う保険金の額を超えて、この特約条項の規定により支払う保険金（以下「上乗せ保険金」といいます。）の総額は、当社が同一事業年度（4月1日から1年の間とします。）に締結した全ての住宅瑕疵担保責任保険契約（以下「住宅瑕疵担保責任保険契約等」といいます。）により保険期間を通じて支払われる上乗せ保険金を通算して、20億円を限度とします。
- 2 当社が同一事業年度の間当社に報告がなされた全ての保険事故に対して支払う上乗せ保険金の総額は、当社が締結した住宅瑕疵担保責任保険契約等により支払われる上乗せ保険金を通算して、20億円を限度とします。
- 3 当社が1被保険者に対して発行する保険証券の数にかかわらず、当社が1被保険者に対して支払う上乗せ保険金の総額は、同一事業年度中にこの特約条項が付帯された保険証券が発行された付保住宅に係る上乗せ保険金を通算して1億円又は当該事業年度に引き渡したこの特約条項が付帯された住宅瑕疵担保責任保険契約等の保険金額を通算した金額の10%のいずれか高い額を限度とします。

(普通保険約款の読替え)

- 第3条 この特約条項が付帯された保険契約においては、普通保険約款第6条（1付保住宅当たりの保険金支払方法及び支払限度額）第5項及び第6項の規定中「保険金」とあるのは、「保険金（上乗せ保険金を除きます。）」と読み替えて適用します。

(発注者等の直接請求権との関係)

第4条 上乗せ保険金については、普通保険約款第16条（発注者等の直接請求権）第7項から第9項までの規定を適用しません。

（普通保険約款との関係）

第5条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款及び他の特約条項の規定を適用します。

住宅瑕疵担保責任保険  
保険金上乗せ特約条項

(保険金を支払う場合)

第1条 この特約が付帯された保険契約において、住宅瑕疵担保責任保険普通保険約款(以下「普通保険約款」といいます。)第6条(1付保住宅当たりの保険金支払方法及び支払限度額)第1項に基づき算出した額が同条第4項に規定する限度額を超える場合、当該限度額を超える部分について上乗せ保険金を支払います。

(用語の定義)

第2条 この特約が付帯された保険契約において、上乗せ保険金とは、次の定義に従います。

当社が普通保険約款及び他の特約条項に基づき支払う保険金の額を超えて、この特約条項の規定により支払う保険金をいい、上乗せ保険金の額は次の算式によって算出した額とします。

第3条 (1付保住宅当たりの保険金支払方法及び支払限度額)第1項に基づき算出した保険金の額 - この特約条項が付帯されないものとして算出した保険金の額  
= 上乗せ保険金の額

(1付保住宅当たりの保険金支払方法及び支払限度額)

第3条 普通保険約款第6条(1付保住宅当たりの保険金支払方法及び支払限度額)第4項の規定にかかわらず、当社が1付保住宅につき保険期間を通じて支払う保険金の額は、普通保険約款第5条(損害の範囲)に掲げる負担費用を通算して、保険証券記載の金額を限度とします。

2 当社が共同住宅の1住棟に支払う上乗せ保険金の額については、1回の保険事故につき4億円を限度とします。

(普通保険約款の読替え)

第4条 この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第6条(1付保住宅当たりの保険金支払方法及び支払限度額)第5項及び第6項の規定中「保険金」とあるのは、「保険金及び上乗せ保険金」と読み替えて適用します。ただし、上乗せ保険金については、同条第5項ただし書及び第6項ただし書の規定を適用しません。

(発注者等の直接請求権との関係)

第5条 上乗せ保険金については、普通保険約款第16条(発注者等の直接請求権)第7項から第9項までの規定を適用しません。

(普通保険約款及び他の特約条項との関係)

第6条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款及び他の特約条項の規定を適用します。

住宅瑕疵担保責任保険  
太陽光発電設備の設置工事に係る特約条項

(保険金を支払う場合)

第1条 この特約が付帯された住宅瑕疵担保責任保険契約において、被保険者が当社にあらかじめ通知のうえ付保住宅に対して行った太陽光発電設備の設置工事の瑕疵に起因して、当該付保住宅が基本的な構造耐力性能若しくは防水性能を満たさない場合又は太陽光発電設備の設置工事実施部分が下表の右欄の事象を生じ社会通念上必要とされる性能を満たさない場合（以下「保険事故」といいます。）には、被保険者が発注者等に対して太陽光発電設備の設置工事に係る保証責任を履行したことによって生じた損害について、住宅瑕疵担保責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第1条の規定にかかわらず、太陽光発電設備の設置工事に係る保険金を支払います。

設置工事実施部分（工事の目的物）		事象
設置工事	配管又は配線の工事を行った部分	破損又は作動不良が生じること
	コンセント又はスイッチの取付工事を行った部分	作動不良が生じること

2 前項の規定にかかわらず、付保住宅に保険事故が生じた場合において、被保険者の倒産等を含め被保険者が相当の期間を経過してもなお太陽光発電設備の設置工事に係る保証責任を履行しないときに、発注者等は、太陽光発電設備の設置工事の瑕疵によって発注者等に生じた損害について太陽光発電設備の設置工事に係る保険金を請求することができます。

(保険期間の始期及び終期)

第2条 この特約の保険期間は、当該付保住宅を引き渡した日又は太陽光発電設備の設置工事完了日のいずれか遅い日に始まり、普通保険約款第2条の規定に基づく保険期間の末日に終わります。

2 当社は、保険事故が被保険者又は発注者等により前項の保険期間中に発見された場合に限り太陽光発電設備の設置工事に係る保険金を支払います。ただし、保険期間が始まった後であっても、保険料領収前に発見された保険事故による損害については、太陽光発電設備の設置工事に係る保険金を支払いません。

(用語の定義)

第3条 この特約において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ次の各号の定義に従います。

(1) 太陽光発電設備

太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、負荷に適した電力を供給するために構成された以下の装置及びこれらに付属する装置をいいます。

イ. 太陽電池モジュール

光発電素子（太陽光電池セル）を、耐環境性のため外囲器に封入し、かつ、規定の出力をもたせた最小単位の発電ユニット

ロ. 太陽電池モジュール用架台

太陽電池モジュールを取り付けるための支持物（太陽電池モジュールと架台が一体となっている場合の当該架台部分を含む。）

(2) 太陽光発電設備の設置工事に係る保証責任

被保険者が発注者等と行った約定に基づく、民法第415条、第541条及び第542条並びに第562条及び第563条又は同法第559条において準用する同法第562条及び第563条に規定する担保の責任をいいます。

(3) 太陽光発電設備の設置工事に係る保険事故原因調査費用

太陽光発電設備の設置工事に係る保険事故が発生したことにより付保住宅の修補が必要となる場合において、太陽光発電設備の設置工事に係る保険事故が発生した原因の調査に要する費用をいいます。ただし、事前に当社が必要かつ妥当と認めた場合に限りです。

(4) 太陽光発電設備の設置工事に係る保険金

当社が普通保険約款及び他の特約条項に基づき支払う保険金とは別に、この特約条項の規定により支払う保険金をいいます。

(5) 瑕疵

住宅の品質確保の促進等に関する法律第2条第5項に規定する瑕疵をいいます。

（普通保険約款の読替え）

第4条 この特約においては、普通保険約款第4条（保険金を支払わない場合）第1項から第5項までの規定及び第16条（発注者等の直接請求権）第1項から第6項までの規定を次のとおり読み替えて適用します。

- (1) 「保険金」とあるのは「太陽光発電設備の設置工事に係る保険金」
- (2) 「構造耐力上主要な部分等」とあるのは「太陽光発電設備の設置工事」
- (3) 「保険事故」とあるのは「太陽光発電設備の設置工事に係る保険事故」
- (4) 「特定住宅瑕疵担保責任」とあるのは「太陽光発電設備の設置工事に係る保証責任」

2 この特約が付帯された保険契約においては、普通保険約款第6条（1付保住宅当たりの保険金支払方法及び支払限度額）第5項及び第6項の規定中「保険金」とあるのは「保険金（太陽光発電設備の設置工事に係る保険金を除きます。）」と読み替えて適用します。

3 太陽光発電設備の設置工事に係る保険金については、普通保険約款第4条第4項ただし書及び第16条（発注者等の直接請求権）第7項から第9項までの規定を適用しません。



(保険金を支払わない場合)

第5条 当社は、普通保険約款第4条(保険金を支払わない場合)に掲げる事由のほか、次の各号に掲げる事由に起因する損害(これらの事由がなければ、発生又は拡大しなかった損害を含みます。)については、保険金を支払いません。

- (1) 太陽光発電設備の設置工事に伴い設置、更新又は修繕された機器、器具又は設備自体の不具合(被保険者による施工又は組立て上の瑕疵による場合はこの限りではありません。)
- (2) 太陽光発電設備の設置工事における建材又は内外装の色、柄又は色調の選択(塗装作業における塗料の色の選択を含みます。)の誤り
- (3) 保険事故によらずに生じた、防音性能又は断熱性能の未達その他の発注者が意図した効能又は性能の不発揮
- (4) 太陽光発電設備の設置工事完了後の付保住宅の増築・改築・修補(第1条第1項に規定する保険事故による修補を含みます。)の工事又はそれらの工事部分の瑕疵

(損害の範囲)

第6条 この特約において、当社が太陽光発電設備の設置工事に係る保険金を支払うべき損害の範囲は、次の各号に掲げる負担費用とします。

- (1) 太陽光発電設備の設置工事に係る保険事故を修補するために被保険者が支出すべき直接修補に要する費用(付保住宅を修補するために必要とされる材料費、労務費その他の直接費用をいい、太陽光発電設備工事の瑕疵に起因する当該付保住宅の他の部分の修補に要する直接費用を含みます。また、保険開始日における設計・仕様・材質等を上回る修補を行ったことにより増加した費用を除きます。)。ただし、修補に代えて代替物の引渡しにより履行の追完を行う場合、代金の減額若しくは報酬の返還を行う場合、損害賠償金の支払いを行う場合又は契約の解除を行う場合には、実際に修補を行ったとした場合に要する直接費用を限度とし、代替物の引渡し、代金の減額若しくは報酬の返還、損害賠償金の支払又は契約の解除によって代位取得するものがある場合はその価額を控除するものとします。
- (2) 被保険者又は発注者等が付保住宅の太陽光発電設備の設置工事の瑕疵を発見し、当該付保住宅の修補の必要な範囲、修補方法及び修補費用を確定するための調査費用並びに太陽光発電設備の設置工事に係る保険事故原因調査費用。ただし、事前に当社が必要かつ妥当と認めた場合に限りします。
- (3) 被保険者が付保住宅の修補期間中に、転居を余儀なくされた発注者等から請求を受けた、宿泊、住居賃貸又は転居に要した費用。ただし、事前に当社が必要かつ妥当と認めた場合に限りします。
- (4) 太陽光発電設備の設置工事に係る保証責任に関する解決について、被保険者が当社の承認を得て支出した訴訟、裁判上の和解若しくは調停又は仲裁若しくは示談に要した費用

(5) 被保険者が求償権を保全するために必要な費用。ただし、事前に当社が必要かつ妥当と認めた場合に限りです。

(1 住棟当たりの保険金支払方法及び支払限度額)

第7条 当社が支払うべき前条第1号から第5号までの太陽光発電設備の設置工事に係る保険金の額は、1回の太陽光発電設備の設置工事に係る保険事故（1住棟につき同時に発見された太陽光発電設備の設置工事に係る保険事故をいい、原因となった瑕疵の異同、発生の時及び部分又は修補請求の数にかかわらずのものとします。（1）において同じ。）につき次の各号の負担費用の合計額とします。

(1) 前条第1号の負担費用の合計額から免責金額10万円を控除した額に、縮小てん補割合80%を乗じた額。ただし、1回の太陽光発電設備の設置工事に係る保険事故の発生時点で普通保険約款第1条第1項の保険事故が含まれており、当該保険事故において普通保険約款第6条第1項第1号に規定する免責金額10万円を控除している場合は前条第1号の負担費用の合計額に、縮小てん補割合80%を乗じた額とします。

(2) 前条第2号から第5号までの費用の合計額

2 当社が1住棟につき保険期間を通じて支払う太陽光発電設備の設置工事に係る保険金は、前条第1号から第5号までの負担費用を通算して、保険証券記載の額を限度とします。

3 当社が本保険証券で支払うべき太陽光発電設備の設置工事に係る保険金の総額は、当社が同一事業年度（4月1日から1年の間とします。以下同じ。）に締結した全ての住宅瑕疵担保責任保険契約（以下「住宅瑕疵担保責任保険契約等」といいます。）により保険期間を通じて支払われる太陽光発電設備の設置工事に係る保険金を通算して、20億円を限度とします。

4 当社が同一事業年度の間当社に報告がなされた全ての太陽光発電設備の設置工事に係る保険事故に対して支払う太陽光発電設備の設置工事に係る保険金の総額は、当社が締結した住宅瑕疵担保責任保険契約等により支払われる太陽光発電設備の設置工事に係る保険金を通算して、20億円を限度とします。

5 当社が1被保険者に対して発行する保険証券の数にかかわらず、当社が1被保険者に対して支払う太陽光発電設備の設置工事に係る保険金の総額は、同一事業年度中にこの特約条項が付帯された保険証券が発行された付保住宅に係る太陽光発電設備の設置工事に係る保険金を通算して1億円又は当該事業年度に引き渡したこの特約条項が付帯された住宅瑕疵担保責任保険契約等の太陽光発電設備の設置工事に係る保険金額を通算した金額の10%のいずれか高い額を限度とします。

(特約付帯以前の事故)

第8条 この特約の付帯以前に付保住宅に対して行った太陽光発電設備の設置工事があった場合、当該設置工事の瑕疵に起因する事故については、この特約は適用しません。

(普通保険約款及び他の特約条項との関係)

第9条 この特約条項に規定しない事項については、この特約条項に反しない限り、普通保険約款及び他の特約条項の規定を適用します。